

◎新潟県告示第1278号

新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱（昭和60年3月新潟県告示第999号）の一部を次のように改正する。  
平成28年12月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(適用除外) <b>第7条</b> 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する大規模開発行為については、適用しない。 (1)～(7) (略) (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業又は同項第10号に規定する送電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物を設置するため行う大規模開発行為</u> (9)・(10) (略)	(適用除外) <b>第7条</b> 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する大規模開発行為については、適用しない。 (1)～(7) (略) (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物を設置するため行う大規模開発行為</u> (9)・(10) (略)

附 則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の第7条第8号に該当する大規模開発行為（この告示による改正後の同号に該当するものを除く。）を行っている者は、当該大規模開発行為について第6条第1項の規定による協議が整ったものとみなし、当該大規模開発行為に係る工事が完了した日において第12条第2項の規定による工事完了届を提出したものとみなす。